

兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金設置運営規程

(設置及び目的)

第1条 財団法人ひょうご環境創造協会(以下「協会」という。)は、廃棄物等の不法投棄・不適正処理の原状回復及び未然防止等に係る事業を行うことにより、県民の安全・安心な生活環境の保全を図ることを目的として、兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金)

第2条 基金の目標額は2億円とし、兵庫県及び市町の補助金並びに基金の趣旨に賛同する事業者及び関係団体等の寄付金その他の収入をもって充てる。

(対象物)

第3条 基金の対象とする廃棄物等は、原則として産業廃棄物とする。ただし、産業廃棄物と一般廃棄物との区分が判然としないもの、廃棄物と有価物との区分が判然としないもの、及び一般廃棄物のうち市町長が本基金の支援を受ける必要があると判断したものについても対象とする。

(基金事業)

第4条 基金は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

(1) 原状回復事業

廃棄物等の不法投棄・不適正処理があった時に、その投棄原因者が不明(行方不明を含む。)又は資力不足であり、かつ、廃棄物等を撤去し従前の状態に復する又は廃棄物等の一部を撤去する等の生活環境保全上の支障の除去の措置(以下「原状回復事業」という。)をとる必要があると認められる場合に、土地所有者又は土地管理者(以下「土地所有者等」という。ただし、投棄原因者の行為に関与していない場合に限る。)の要請に基づき、協会が実施する原状回復事業。

ただし、土地所有者等の要請が得難い場合であって、これに代わって地元市町の要請に基づき、協会が実施する原状回復事業も含む。

(2) 未然防止及び再発防止対策に係る助成事業

市町からの要請に基づき、市町、自治会、土地所有者等が実施する廃棄物等の不法投棄・不適正処理の未然防止及び再発防止対策に係る助成事業。

(3) その他事業

その他本条第1号及び第2号の事業実施に伴い、基金運営委員会が特に必要と認めた事業

(経費負担)

第5条 事業に要する経費負担については、次のとおりとする。

(1) 前条第1号の原状回復事業

協会が実施する原状回復事業については、その経費の4分の1を土地所有者等(市町を含む)が、基金に納付するものとする。

(ただし、土地所有者等については資力がなく、基金へ納付することが困難な場合は、7条で定める基金運営委員会の承認を得て、基金への納付を猶予することができる。

(2) 前条第2号の未然防止及び再発防止対策に係る助成事業

市町、自治会、土地所有者等が実施する未然防止及び再発防止対策に係る事業については、2分の1を助成する。

(3) 前条第3号のその他事業

基金運営委員会が定めた負担割合

(債権の回収)

第6条 投棄原因者が判明した場合は、協会は投棄原因者に対して事業に要した費用の請求を行うものとする。

(基金運営委員会)

第7条 基金の適正かつ効率的な運営を図るため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、10名以内の委員で、次の者をもって構成し、理事長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 兵庫県の職員

(3) 市町の職員

(4) 協会の理事

(5) 関係団体等の役員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の運営)

第8条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を各1名を置く。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 委員会は、委員総数の過半数をもって成立する。

6 議事は、委員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 第4条に掲げる基金事業の実施の可否

(2) 第4条に掲げる基金事業の内容等の審査に関する事項

(3) その他基金の運営に関し必要な事項

(基金の管理)

第10条 基金の事務は、特別会計のもとに管理する。

(事務費)

第11条 基金に関する事務処理に要する経費については、基金の一部を充てることができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるほか、基金の運営及び管理について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年 1月23日から施行する。

(召集の特例)

2 この規程の施行の日以降最初に開催される委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず、理事長が召集する。